

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るために、激変する経営環境に迅速かつ確に対応するとともに、現行の取締役・監査役体制を更に強化し、経営内容の透明性の向上、法令遵守の徹底を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
健康コーポレーション株式会社	5,340,000	60.84
株式会社北洋銀行	424,200	4.83
河野 正	303,000	3.45
中道リース株式会社	74,000	8.84
SDエンターテインメント従業員持株会	50,900	0.57
オリックス株式会社	40,000	0.45
株式会社つうけん	30,800	0.35
日本生命保険相互会社	24,000	0.27
三和サービス株式会社	22,400	0.25
株式会社三井住友銀行	20,000	0.22

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 更新 RAZAP グループ株式会社 (上場:札幌) (コード) 2928

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社との取引が発生する場合には、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会にて諮り、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

RAZAP グループ株式会社は当社議決権の61.23%(平成28年3月31日現在)を保有する親会社であり、経営に対する牽制と強化およびグループ間の経営情報の共有をしており、個別の業務執行につきましては自主独立の精神をもって事業に取り組んでおります。

また、少数株主保護の観点から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない独立役員を選任しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 4 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人の監査への立会いをすることにより、取締役の業務執行の妥当性、効率性などを幅広く検証するなど経営監視を実施し、会計監査人から定期的に報告を受けております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、社長直轄の監査部を設置（人員2名）しており、監査役とも連携を図りながら、各営業施設の内部監査を業務上の過誤による不測の事態の発生の防止と業務活動の正常な経営効率の向上を目的として、実施しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤川芳己	公認会計士													
川守田大介	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤川芳己	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、そのアドバイスをしていただくためであります。独立役員に指定した理由は、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。
			、弁護士の資格を有しており、弁護士としての

川守田大介	○	——	企業法務の専門的な知識・経験等を当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言をしていただくためであります。独立役員に指定した理由は、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。
-------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は導入しておりますが、現取締役に対してストックオプションは付与しておりません。個人別支給については、役職等を勘案の上、決定しております。

ストックオプションの付与対象者 従業員

該当項目に関する補足説明

会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 報酬

前事業年度において、取締役に対する報酬は2名に23,400千円、監査役に対する報酬は4名に6,450千円、合計6名に29,850千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲以内において、取締役は取締役の報酬に関する社会的行動、社員給与との衡平及び業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しております。監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役の職務を補助する専従スタッフを配置しておりませんが、経営管理部が監査役会の事務局業務を担当し、取締役会用資料の事前準備等、必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

- 現状の体制の概要
当社は、監査役制度採用会社であります。当社取締役による業務およびその監視につきましては、取締役会および監査役会で行っております。監査役につきましては、監査役会体制のもと常勤監査役が中心となり、取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。
また、当社の会計監査を執行した公認会計士は、大浦崇志、水野秀樹であり、瑞輝監査法人に所属しております。
- 監査役の機能強化に向けた取組状況
当社は、監査役の機能を強化する観点から、社外監査役2名を独立役員に指定しております。
また、監査役と会計監査人および監査部との定期的な打ち合わせや随時の情報交換を行うことにより、監視機能の強化に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会など会社を取り巻くステークホルダー全体の利益に充分に目を配り、バランスの取れた的確で迅速な意思決定と業務執行を行い、企業価値を不断に向上させる企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスを目指して、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表をインターネットにて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

平成28年5月23日に大手町サンケイプラザにて開催。

あり

IR資料のホームページ掲載

アナリスト及び個人投資家向け会社説明会資料の掲載

IRに関する部署(担当者)の設置

常務取締役がIR担当役員を兼務しており、経営管理部を担当部署とし、その部署の担当がIR事務連絡責任者を兼任しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

【女性の活躍の方針・取り組みについて】
当社は、女性の活躍促進に向けて、採用や昇格などあらゆる場面において、性別に区別なくそれぞれの実力や成果に応じた評価を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役および使用人が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために常務取締役をコンプライアンス担当役員とし、全役員に法令遵守の方針を周知徹底させるものとする。また、重要な経営事情については、取締役会もしくは経営改革推進会議で審議しなければならない。
 - b. 従業員の業務運営の状況、ならびに法令遵守の状況を把握し、その改善を図るために、監査部が内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役および監査役に対し報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役は、以下の文書（電磁的記録含む。以下同じ。）については、これを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 監査役会議事録
 - d. 稟議書（設備申請含む）
 - e. 契約書
 - f. 会計帳簿ならびに決算に関する計算書類
 - g. 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した写し
 - h. その他取締役会の職務の執行にかかる重要書類
3. 損失の危機に関する規程およびその他の体制
組織横断リスク状況の管理・予防ならびに全社的対応は管理本部が行い、各部門の主管業務に付随するリスク管理は当該部門が行うものとすることを原則とする。管理本部がリスク・リーガルリスク・情報リスク・ブランドリスク・災害リスク等に関する規程を整備し、運用を図ることとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、事業計画の策定、予算・業績管理制度、人事管理制度、会社諸規程等の整備、経営改革推進会議等の設置等による意思決定の迅速化を図り、取締役の執行が効率的に行われることを確保するものとする。
5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する事項
子会社は、職務権限、業務分掌および意思決定のルールを明確にするものとする。
 - b. 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は、適正なグループ運営を推進する為の基本事項を定めた社則を制定し、その遵守を子会社が誓約することにより、子会社の経営上の重要事項の報告を受けるものとする
 - c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスクマネジメントを行い、当社は、子会社のリスクマネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な対応を行うものとする
 - d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 子会社は、適切なコンプライアンス推進体制を整備するものとする
 2. 当社は、子会社が参加するコンプライアンスに関する委員会等を定期的に開催し、子会社のコンプライアンスの強化を図るものとする。
 3. 当社の内部監査を担当する部門は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の社長及びコンプライアンス担当取締役に適切に報告するものとする。
 - e. その他当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 親会社である健康コーポレーション株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独自性を確保し、自律的な内部統制システムを整備するものとする。
 2. 当社と親会社ならびに子会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行うものとする。
6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査部の使用人を監査役会の職務を補助する使用人とする。
補助使用人の選任、人事異動、人事考課、給与改定、懲戒等については、あらかじめ監査役会の事前の同意を要するものとする。
補助使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
 - b. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への方向に関する体制
1. 監査役は、取締役会ほか重要な会議に出席することができる。
 2. 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべき者と定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
 3. 取締役および使用人は、監査役から要求があった場合には、監査役会に出席して、必要な書類を添えて説明または意見陳述をしなければならない。
 4. 監査部担当は、内部監査の結果を遅滞なく監査役会もしくは監査役に報告しなければならない。
- c. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。
- d. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換する場を設け、監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 2. 監査役は、監査部ならびに会計監査人と適切な連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
 3. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。
7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、株主・投資家に対して当社に対する理解を促進し、適正な評価に資するため、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、情報開示を行なっております。

重要事項の情報開示に関しては、重要事項の取締役決議後、重要事実の発生に関しては、発生事実を経営企画課にて確認後、決算に関しては、経理部、経営管理部、総務部より取締役会の承認後、情報開示役員の承認を得て、経営企画課が適時開示を行なっております。